

受	令和 8 年 8 月 20 日
付	午前・ <u>午後</u> 1 時 49 分

一般質問（代表・個人） 通告書

令和 8 年 8 月 20 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 山 下 幹 雄

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により9月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

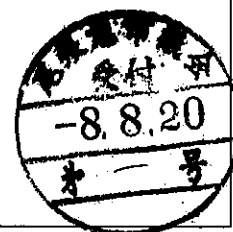
記

1 質問事項 4 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	1 回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



別紙

氏 名 山下 幹 雄[illegible]

※ 申し合わせ事項に留意する。

質 問 事 項

集会施設の再編、統廃合を踏まえた有効活用について

No. 2

要

III]

全国地方自治体では、人口減少や財政難、施設の老朽化に伴い、公設集会施設の統廃合と民間運営（指定管理者制度やPFIなど）の導入が急務と考えられているようだ。その中でも、維持管理費を削減するため集約や廃止を進める一方、民間活力の活用でサービスの維持や収益力向上を図る動きも広がっている。そこで、本市の公共施設等総合管理計画の中間見直しを前に、公表された中期財政計画等を踏まえ本市の集会施設の在り方と有効活用について伺う。

- (1) 統廃合実施計画の進捗について
見通しや公表について伺う。
- (2) 総括的な検証と検討について
各課横断的な情報把握と検討について伺う。
- (3) 再編、統廃合に向けての利用者理解について

※ 申し合わせ事項に留意する。

- (1) あさび一号運行に関する収支状況の変遷について
利用者数増と経費の拡大の分析はどのようにできているか。
- (2) 今年度実施された会議における意見、改善策について
- (3) 受益者負担率とその考え方について

3

質 問 事 項

青少年の非行・犯罪被害を防ぐ相談支援を含む行政体制について

No. 4

要

III]

小学生から高校生、さらに若年成人まで、深夜はいかい、喫煙、飲酒、い集、万引き、暴力などの軽微な問題行動が、必ずしも重大な犯罪に直結するとは限らない。しかし、背景に家庭の困難、不登校、いじめ、孤立、経済的な問題、学校や職場での居場所のなさなどを抱えている場合、支援につながらないまま、詐欺、窃盗、薬物、強盗などの犯罪に巻き込まれる可能性がある。

特に近年は、ＳＮＳを通じて「高額報酬」「即日即金」などとうたい、特殊詐欺や強盗等の実行役を募る、いわゆる闇バイトが問題となっている。闇バイトは仕事ではなく犯罪実行者の募集であり、応募後に脅迫されても、警察相談ダイヤル＃９１１０や警察署へ相談するよう呼び掛けられている。そこで、本市における青少年の非行防止と、犯罪に巻き込まれる前の早期支援について、以下伺う。

(1) 市は実態を把握しているか

本市では、青少年の非行や犯罪被害について、どのような情報を把握しているか。学校、教育委員会、警察、こども家庭センター、地域、保護者等から寄せられる相談や情報について、年齢別、内容別、地域別に整理・分析しているのか。

(2) 相談窓口と関係機関の連携

非行の兆候がある子どもや、闇バイトなどの犯罪勧誘を受けた若者が、どこに相談すればよいか分からない場合がある。また、本人が学校や家庭に相談できないケースもある。本市では、子どもや若者本人が直接相談できる窓口を設けているのか。また、相談を受けた後、教育、福祉、警察、医療、就労支援など、必要な機関へ確実につなぐ仕組みがあるか。

※ 申し合わせ事項に留意する。